宮城県栗原市栗駒
栗駒岳国有林一六林班
と小班　一号から五号まで
や小班　六号から十五号まで
て小班　十六号から十八号まで
そ小班　十九号から二十六号まで
栗駒岳国有林一三林班
い小班　二十七号から三十号まで及び三十四号から四十号まで
ト[1]小班　三十一号から三十三号まで
栗駒岳国有林九林班
イ小班　四十一号
い[4]小班　四十二号
栗駒岳国有林八林班
わ小班　四十三号から四十六号まで
ハ[1]小班　四十七号
そ[1]小班　四十八号から五十号まで、五十三号及び五十四号
い小班　五十一号及び五十二号

○国土交通省告示第千百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
家脇洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県高山市荘川町新渕
字中坂ノ上　六四六番二　一号及び二十三号
六四〇番　二号及び三号
六三五番　五号
六二五番　十八号
六三六番　十九号
六三七番　二十号
六三九番　二十一号
六四四番一　二十二号
字上坂ノ上　六二〇番　四号
六一〇番　六号
字家ノ脇　七九一番一　七号、八号及び十四号から十七号まで
七九二番　九号及び十号
七九六番　十一号
七九七番　十二号及び十三号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柏原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県中津川市福岡字二ツ森
三〇九八番一　一号から六号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
梅谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県不破郡垂井町梅谷
字宇石　五九四番　一号
五九五番　四号
字羽根長尾　八八九番　二号及び三号
八八四番二　五号
八八四番一　六号
八八五番二　七号
八八七番　八号
八八八番四　十六号
八八八番二　十七号
八九〇番　十八号
八八八番五　十九号
八九一番　二十号
八九三番一　二十一号
一〇〇二番四　九号
一〇〇二番一四二　十号
一〇〇二番九六　十一号及び十二号
一〇〇三番六八　十三号
一〇〇三番六五　十四号
一〇〇三番六〇　十五号
字岳石古之松

○国土交通省告示第千百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広堀川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ土地の区域（昭和二十六年建設省告示第八百二十号で指定した広堀川の土地の区域及び昭和三十九年建設省告示第千六百九号で指定した広堀川の土地の区域を除く。）

新潟県南魚沼市大字山口
字広堀　二九八番　一号
三〇六番　四号から七号まで
字広堀国有林界　二号及び三号
字広堀国有林　一六七林班は小班　八号から十六号
一六五林班い小班　十七号から二十三号
字芦沢原　一五　二十四号
一九　二十五号及び二十六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
羽根川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を昭和三十四年建設省告示第千七百六十号で指定した羽根川の土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十号を明治三十六年内務省告示第七十一号で指定した羽根川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県十日町市
大黒沢　一九三八番　一号及び二号
一九三八番地先道路敷　三号
乙一七三七番　四号から十号まで

○関東地方整備局告示第三百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻五丁目四五一番二から同市田尻五丁目四五一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月十三日

○国土交通省告示第千百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
後野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

埼玉県比企郡ときがわ町大字雲河原
字滝ノ入　六七五番一　一号から十号まで
六七四番　十一号及び十七号
六七三番　十二号から十六号まで
六九八番　十八号から二十号まで
六五三番　二十一号から二十二号まで
字宮下　六五一番　二十三号から二十五号まで
六五〇番　二十六号から二十八号まで
六四二番四　二十九号から三十九号まで

○環境省告示第五十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、尾瀬国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月十三日

環境大臣　松本　龍

一　次の生態系維持回復事業を追加する。

名称	区域
尾瀬生態系維持回復事業	尾瀬国立公園全域

二　公園計画を表示した図面（省略）